

## 第2回 千葉県立病院経営改革検討会議 次第

日 時：令和8年3月12日(木)  
15時00分から  
場 所：千葉商工会議所第1ホール

1 開 会

2 病院局長あいさつ

3 議 事

(1) 第1回会議における委員意見への補足説明

(2) 県立病院の現状について

(県立病院の概要、役割、県立病院を取り巻く環境など)

① 循環器病センター

② 佐原病院

4 閉 会

## 千葉県立病院経営改革検討会議 委員

(敬称略、50音順)

| 氏名     | 役職等           |
|--------|---------------|
| 入江 康文  | 千葉県医師会長       |
| 岩中 督   | 埼玉県立病院機構理事長   |
| 大鳥 精司  | 千葉大学医学部附属病院長  |
| 尾形 裕也  | 九州大学名誉教授      |
| 小栗 一徳  | 日本公認会計士協会千葉会長 |
| 隈本 邦彦  | 江戸川大学名誉教授     |
| 田中 正   | 君津中央病院企業団企業長  |
| 増渕 美恵子 | 千葉県看護協会会長     |

## 千葉県出席者名簿

| 所属          | 職名       | 氏名     |
|-------------|----------|--------|
| 千葉県病院局      | 病院局長     | 山崎 晋一郎 |
| 千葉県病院局      | 副病院局長    | 伊能 敬之  |
| 千葉県病院局経営管理課 | 課長       | 土屋 博章  |
| 千葉県病院局経営管理課 | 経営戦略担当課長 | 矢野 孝宏  |
| 千葉県病院局経営管理課 | 主幹兼室長    | 古宮 優   |
| 循環器病センター    | 病院長      | 中村 精岳  |
| 循環器病センター    | 事務局長     | 清川 吉昭  |
| 循環器病センター    | 看護局長     | 渡辺 優子  |
| 循環器病センター    | 医事経営課長   | 岡本 哲   |
| 佐原病院        | 事務局長     | 白鳥 裕威  |
| 佐原病院        | 看護局長     | 小安 麻子  |
| 佐原病院        | 医事経営課長   | 奥田 靖直  |
| 千葉県健康福祉部    | 保健医療担当部長 | 山口 敏弘  |
| 千葉県健康福祉政策課  | 課長       | 上林 明絵  |
| 千葉県健康福祉政策課  | 副参事兼室長   | 井上 崇   |

# 千葉県立病院経営改革検討会議設置要綱

## (目的)

第1条 県立病院の厳しい経営状況を踏まえ、県立病院として必要な医療提供体制を維持していくためには、病院経営に関する抜本的な改革について検討を進めていく必要があることから、有識者等の意見を聴取することを目的として、千葉県立病院経営改革検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は、地方公営企業法第14条の規定に基づき、条例により設置される附属機関の性質を有するものではない。

## (検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県立病院の経営改革策について
- (2) その他病院局長が必要と認める事項

## (委員)

第3条 検討会議は、10名以内の学識経験者等の委員で構成する。

- 2 委員は、病院局長が選任する。

## (座長)

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は委員の同意を得て病院局長が指名する。
- 3 座長に事故がある時は、病院局長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討会議は、病院局長が招集する。

- 2 検討会議は、必要に応じて開催できるものとする。
- 3 委員は、やむを得ない場合、代理の者を指定して会議に出席させることができる。
- 4 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 検討会議の庶務は、病院局経営管理課が行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は病院局長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、令和7年11月25日から施行する。

### (失効)

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。